

諮問番号：令和6年度諮問第2号

答申番号：令和7年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る許可申請

審査請求人は、令和5年12月21日、不作為庁に対し「市道及び階段等の防護柵への掲示許可申請書」を提出し、道路及び階段の防護柵への掲示物の掲示許可を求めた。

2 審査請求

審査請求人は、令和6年4月4日、三木市長に対し、本件許可申請に対する処分がなされていないとして、不作為についての審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 不作為庁は、掲示許可できないことが明白であるため特段の通知を行っていないと主張するが、審査請求人は、本件許可申請の際に書面で回答するように申し出ている。

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第8条は、書面で処分をするときは書面で理由を示さなければならないとしており、書面による回答を求めているにもかかわらず、書面で理由を示していない。

また、行政庁は、不服申立てをすることができる処分を行う場合には、処分の相手方に対し、不服申立てができる旨等

を教示しなければならないが、教示も受けていない。

令和5年12月26日に電話で本件許可申請の進捗状況を確認したところ、「検討中であり、年内は無理です。」との回答を受けた。また、令和6年3月12日に書面にて本件許可申請について回答を求めたが、回答はなかった。

したがって、本件許可申請に対する処分は行われていない。

- (2) 本件審査請求は、適法にされ、かつ、これに理由があり、不作為が違法又は不当なものであるため、認容の裁決を求める。

2 不作為庁の主張

- (1) 本件掲示物の掲示期間を経過しているため、仮に今後処分をしたとしても、審査請求人が得られる利益はない。
- (2) 本件掲示物は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第7号及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1項第1号における看板に相当すると考えられるが、道路法第33条第1項に定める「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」という占用許可基準にそぐわない。このため、審査請求人に対し不許可決定通知書を送付する等の事務処理を行うまでもなく、掲示許可できないことが明白であるため、審査請求人に対し、特段の通知等を行っていないものである。
- (3) 本件審査請求は、審査請求の利益がなく不適法であるとして却下されるべきであり、仮に却下されないとしても、不作為庁に違法又は不当な点はなく、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は不適法であるため、行政不服審査法（平成26

年法律第68号。以下「法」という。)第49条第1項の規定により、却下されるべきである。

2 審理員意見書の理由

不作為についての審査請求の目的は、法令に基づく申請に対する不作為について申請者の権利利益を保護するため、審査庁に不作為が違法又は不当である旨を宣言させ、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずる措置をとることにより、不作為による違法又は不当な状態を解消し、当該申請者の法律上の利益を回復することにある。

このため、不作為の審査請求にあつては、法第51条第1項に規定する裁決がその効力を生じる時点において、審査請求人に本件審査請求において回復すべき法律上の利益が存在しなければならない。

この点について、本件許可申請は、自治会の役員選挙活動の一環として当該役員選挙に係る掲示物の掲示許可を求めるものであるところ、審査請求人が審査請求を行った令和6年4月4日時点において当該役員選挙は既に終了しており、審査請求人には、本件審査請求において回復すべき法律上の利益が存在しないことが認められ、不適法である。

第5 審査庁の意見

本件審査請求は不適法であるため、法第49条第1項の規定により、却下されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和7年1月21日 諮問

令和7年4月14日 調査審議

令和 7 年 7 月 3 1 日

調査審議

第 7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び不作為庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 法律上の利益の不存在

不作為についての審査請求の目的が、法令に基づく申請に対する不作為について申請者の権利利益を保護するため、審査庁に不作為が違法又は不当である旨の宣言をさせ、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずる措置をとること、不作為による違法又は不当な状態を解消し、当該申請者の法律上の利益を回復することになるから、不作為の審査請求においては、法第 5 1 条第 1 項に規定する裁決がその効力を生じる時点で、審査請求人に本件審査請求において回復すべき法律上の利益が存在しなければならない。

本件では、本許可申請が自治会の役員選挙活動の一環として当該役員選挙に係る掲示物の掲示許可を求めるものであるが、上記役員選挙は審査請求人が審査請求をした令和 6 年 4 月 4 日時点において既に終了し、審査請求人には本件審査請求によって回復すべき法律上の利益が存在しないから、不適法として、本件審査請求は却下されるべきである。

(2) よって、「第 1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

第 8 付言

1 行政手続法第 6 条

手続法第 6 条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに・・・」と規定し、行政庁に努力義務を課している。

この規定の趣旨は、申請から処分までにかかる期間についての

予測可能性を与え、手続法第7条等とともに、申請に対する処分の迅速で公正な処理を確保しようとするものである。

したがって、「通常要すべき標準的な期間」とは、審査の遅れる特殊事情のある事例を除き、通常の執務体制のもとで実際に処理を済ませている期間と解される。

この点、不作為庁は、本件掲示物が道路法第32条第1項第7号及び道路法施行令第7条第1項第1号における看板に相当するものとし、道路法第33条第1項に定める「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」という占用許可基準にそぐわず、掲示許可できないことが明白であると主張している。

そうであれば、上記審査の遅れる特殊事情のある場合に該当しないこともまた明白であるから、早期に拒否処分をすることが可能であったものであるが、令和6年3月12日の審査請求人の書面による照会に対し、不作為庁は何ら回答していない。

手続法第8条第1項は、「…許認可等を拒否する処分をする場合は、…当該処分の理由を示さなければならない。」と定めるところ、本件においては、理由の明示はおろか、拒否処分が行われたか否かさえ判然とせず、この点において同項の規定に反する余地があるものと思料する。

2 行政手続法第8条

手続法第8条は、許認可等の申請に対して行政庁が拒否処分をする場合に、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、申請者の争訟提起の便宜を図るため、拒否処分と同時に処分理由を申請者に対し示すことを原則的に行政庁に義務付けている。

この点、不作為庁は、許可できないことが明白であることから、特段の通知を行っていないと主張している。

しかし、手続法第8条1項ただし書が例外を許容するのは、拒否処分の理由が客観的に明らかな場合に、行政庁の負担軽減の見地から、申請者から求めがあった場合に理由を示せば足りるとするものであ

って、拒否する処分の不通知まで例外を許容するものではない。

したがって、不作為庁の審査請求人に特段の通知等を行っていないとの主張は、手続法第8条の規定に反する余地があるものと思料する。

令和7年7月31日

三木市行政不服審査会

会長 矢形 幸之助

委員 丸茂 英雄

委員 入江 智美